住所　徳島市南末広町４番76―11―408号
金尚秀　昭和37年10月11日生
住所　神戸市垂水区小束山本町４丁目４番１―918号
史徳龍　昭和28年３月24日生
住所　東京都世田谷区等々力８丁目24番１号
リスベス・ソエミ・タカヤマ・ヤギ　昭和51年６月３日生
住所　東京都荒川区西日暮里２丁目33番21―101号
ブルーノ・ナカンダカリ・イナミネ　昭和49年５月23日生
住所　愛知県豊田市日之出町１丁目14番地22
李立紅　昭和51年６月４日生
住所　名古屋市中村区鉾池町２丁目53番地
陳恩軼　昭和57年10月28日生
住所　新潟市東区秋葉１丁目19番37号
モハメド・ルフル・クッデュス　昭和44年８月31日生
住所　堺市南区若松台２丁３番８―109号
胡雲紅　昭和56年２月24日生
斉雨欣　平成14年８月19日生
斉佳俊　平成17年６月14日生
住所　大阪市生野区小路東２丁目22番２号
白宗文　昭和29年８月７日生
正田ヒトミ　昭和33年11月24日生
住所　千葉県船橋市西船１丁目24番１―101号
白賢植　昭和56年11月24日生
白学植　昭和60年６月29日生
住所　東京都杉並区西荻南２丁目３番16号
白愛仙　昭和58年５月15日生
住所　千葉県松戸市南花島向町319番地１
白麗仙　昭和63年12月24日生

○外務省告示第四百五十三号

平成四年五月九日にニューヨークで作成された「気候変動に関する国際連合枠組条約」の第十六条４の規定に従い同条約の附属書Ⅰについて次の改正が採択され、同改正は、同条約第十六条４の規定に従って平成二十二年十月二十六日に効力を生じた。

（平成二十二年四月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月二十六日

外務大臣　前原　誠司

附属書Ⅰ

「ルクセンブルグ」の次に「マルタ」を加える。

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町平糠字野尻五九の五

２　指定の目的　水源のかん養

３　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をするにあたっては、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町野井川一八四六の四、一八四七の六

２　保安林として指定された目的　水源のかん養

３　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町旭三一四の二

２　保安林として指定された目的　水源のかん養

３　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市桐林七七三の六、七七三の七、七七五の二、七九七の一四

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市下久堅下虎岩八八九の四、八九〇の四

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内一〇三一の一九から一〇三一の一一まで（以上三筆国有林）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二百三十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第１項の規定に基づき、平成二十二年十月１日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月二十六日

経済産業大臣　大畠　章宏

登録番号	氏名
103554	塩田　恭一
105243	金澤　昭人
205850	芝田健太郎
209339	畠山　忠夫
210373	長田　安正
300264	木之瀬久司
408144	櫻井　正友
408146	原　正憲
408148	五嶋　裕士
408150	磯貝　俊介
408152	立花　俊雄
408154	石井　秀明
408156	渡邊　孝
408158	後藤　真人
408160	奥間　敦
408162	関　恒善
408164	宮本　雄輔
408166	前薗　浩也
408168	武田　正樹
408170	吉田　光央
408172	星野　智之
408174	木村　稔
408176	有岡　正揮
408178	小林　昭康
408180	濵田　泰司
408182	土肥　勝
408184	古田　豊
408186	石川　貴行
408188	志波　和佳
408190	碓井　紀子

登録番号	氏名
104480	江澤　義博
107148	一瀬　修
208203	中村　哲
210250	矢口　厚志
211317	高橋　衛
301038	松井　稔樹
408145	渡邉　淳
408147	乾　進一
408149	三橋　心
408151	吉田　智之
408153	谷村　貴洋
408155	尾﨑　康三
408157	最上　和夫
408159	澁谷　義夫
408161	黒澤　宣行
408163	安積　和夫
408165	谷　三洋
408167	加藤　淳一
408169	藤田　宏視
408171	大竹　創平
408173	笠石　基志
408175	伊澤　雄伸
408177	岡　佳弘
408179	西槇　徹
408181	保志　武秀
408183	野々山卓良
408185	三國　拓人
408187	小野地光弘
408189	鷲見　清治
408191	星野　勝之